

くりやまの自治基本条例をつくる会設置要綱

（設置）

第1条 栗山町における自治の基本理念や町政運営の原則等を定める栗山町自治基本条例（仮称）（以下「条例」という。）について検討するため、くりやまの自治基本条例をつくる会（以下「つくる会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 つくる会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例に規定すべき項目及び内容等について検討を行い、条例骨子を作成し町長に提案すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の策定に関し必要な事項

（構成）

第3条 つくる会は、公募等により選出された町民により構成する。

- 2 委員の任期は、条例が制定された日までとする。

（代表及び副代表）

第4条 つくる会に代表及び副代表を置き、選任は委員の互選による。

- 2 代表は、会務を総理し、つくる会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 つくる会の会議は、必要の都度代表が招集する。

- 2 代表は、必要に応じて委員以外の者又は関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 つくる会の庶務は、経営企画課において処理する。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほかつくる会の運営に関し必要な事項は、代表がつくる会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月17日から施行し、条例が制定された日をもって、その効力を失う。